

第156号議案

令和7年度

新城市宅地造成事業特別会計

補正予算（第1号）



令和 7 年度新城市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度新城市的宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 12 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
淨化槽保守管理点検委託料	令和8年度	千円 2,937